横須賀港港湾環境計画中間評価報告書



平成 23 年 (2011 年) 11 月

横須賀市港湾部

目 次

1	横須賀港港湾環境計画の位置付け1
2	計画の概要
(1)計画の考え方 1
(2)基本理念と基本方針 3
(3)計画における戦略的な展開 4
3	中間評価の目的 5
4	中間評価の考え方 5
5	中間評価の対象 6
6	中間評価の方法 9
7	評価の結果
(1)「6つの行動計画」に対する評価10
(2	2)「6つの基本方針」からみる評価結果12
(3	3)「6つの行動計画」に対する評価の詳細13
	①身近な海に触れて、今の環境を知ろう(追浜地区) 13
	②猿島を体験・体感し、自然や歴史を学ぼう(新港地区) 15
	③市民の憩いの場となる水辺をつくろう(大津地区・馬堀地区) 17
	④海を楽しもう(走水地区) 19
	⑤良好な自然環境を子ども達に引き継ごう (鴨居地区・浦賀地区) 27
	⑥海を楽しもう (浦賀地区) 23
8	17 の先導的取り組みの進捗状況と課題の把握
(1) 17 の先導的取り組みの進捗状況 25
(2	:) 現状における課題 25
(3) 17 の先導的取り組みと3 つのエリアとの関連 25
(4) 17 の先導的取り組みの進捗状況一覧 27
9	評価に対する市の考え方 39
10	今後の施策推進の方向性
重	点施策 1 39
重	点施策 2 40
重	直点施策3 40
11	計画の進行管理 4
【資	[料編]
1	横須賀港港湾環境計画中間評価委員会設置要綱42
2	横須賀港港湾環境計画中間評価委員会委員名簿 43
3	横須賀港港湾環境計画中間評価委員会での評価・検討経過 44
4	横須賀港港湾環境計画中間評価について(報告) 45

1 横須賀港港湾環境計画の位置付け

横須賀市では、海を大切な財産と位置付け、海の魅力を一層向上させるとともに、貴重な自然を次世代に引き継ぎ、東京湾の環境再生に寄与するため、横須賀港沿岸域の環境のあり方と実施していく施策や取り組みを示した「横須賀港港湾環境計画(以下、「計画」という。)」を平成17年3月に策定しました。

計画の策定に当たっては、市民、学識経験者、海域利用者、NPO法人代表者などで構成する「横須賀港港湾環境計画検討市民委員会」や「港湾環境計画検討委員会」での検討を重ね、計画では市民や事業者などとの協働や役割分担をしながら施策や取り組みを推進していくことを目指しています。

また、「エコポートよこすか事業*1」を中心として、様々な角度から海の環境についての施策や取り組みを強化・実践していくこととしています。

さらに、「港湾の利用・開発・保全のあるべき姿」を定めた「横須賀港港湾計画」を 平成17年3月に改訂し、主要な計画方針として位置づけた「環境施策の充実と推進」 を補完する実践的・具体的な行動計画を備えた体系としての役割を担っています。

なお、この計画は上位計画である「横須賀市環境基本計画」の海域に係る分野別計画 として位置付けています。

2 計画の概要

(1)計画の考え方

この計画は、「市民との協働によるエコタウンポート^{※2}の形成」を基本理念とし、横 須賀港及び周辺を環境の特性により「再生」、「活生」、「共生」の3つのエリアに区分し、 それぞれのエリアでの具体的な行動計画を位置付け、それを実践することで港湾環境の 保全・再生を図ろうとするものです。

また、このためには、市民との協働、多様な主体との連携が不可欠であるとの考えから、図-1 ($\Rightarrow P.2$) に示す様々な取り組みを進めていくこととしています。

エコポートよこすか事業※1

計画の基本理念に基づき、市民と行政が協働で「再生・活生・共生」に取り組む事業。

エコタウンポート※2

港、海、自然、文化、歴史などを活かし、港及び都市と環境が調和した横須賀特有の沿岸域を形成するため、市民と行政が協働で「再生・活生・共生」に取り組み、人々がこれを享受するとともに、まちづくりに貢献する"みなと"のこと(\Rightarrow P. 3「(2) 基本理念と基本方針」の「①基本理念」を参照)。



図-1 計画における様々な取り組み

(2) 基本理念と基本方針

①基本理念:市民との協働による「エコタウンポート」の形成

横須賀港は、港、海、自然、文化、歴史などの面で、独特で多様な環境を有していることから、これらを活かし、港及び都市と環境が調和した横須賀特有の沿岸域を形成するため、市民と行政が協働で「再生・活生・共生」に取り組み、人々がこれを享受するとともに、まちづくりに貢献する"みなと"(エコタウンポート)を目指しています。

②基本方針:

i. 市民協働による推進

エコタウンポート形成に向け、市民と行政が協働して進めることのできる体制づくり、情報ネットワークの形成を図るとともに、協働による港湾環境施策の検討、実施、運営等を実現します。

ii. 利用と環境の調和

横須賀港臨海部は、物流、産業、市街地、防衛施設等の利用が集中し、一方、 海域は船舶航行、漁業、レクリエーションなど多様な利用がされており、利用 と環境の両立が求められています。このため、これらの利用を進める際は、良 好な環境に向けて環境保全等の配慮を行い、利用と環境の調和を図ります。

iii. 快適な生活環境の形成

人々が海を眺め、近づき、ふれあうことができるよう水辺空間の開放を進めるとともに、緑による都市温熱環境の緩和や行き届いた沿岸管理等により環境 負荷を減じ、快適でくらしやすい環境を形成します。

iv. 海の環境再生

自然の海岸線や植物帯など、東京湾に残された貴重な自然環境を保全するとともに、生物生息に適した環境を修復することで、海が本来持つ浄化機能や生物を育む機能の向上を図り、海域環境の再生を図ります。

v. 活力あるまちの創造

横須賀市の持つ港、海、自然、文化、歴史等を資源とし、これらの保全・再生を進めつつ積極的に活用し、人々が交流する活力あるまちを創造します。

vi. 横須賀ブランドの活用

実現に向けては、横須賀が有する港、海、自然、文化、歴史等をブランドとして高め、これを港湾環境施策に役立てるなど、環境の再生・活生・共生に寄与する仕組みを検討します。

(3)計画における戦略的な展開

下の図-2に示したとおり、計画を効果的に推進するため、海、沿岸域、港に対する 関心を高める事業を展開します。環境に関わる行動は、市民と行政とが、港の利用、ま ちづくり、自然との共生等について一緒に考え、行動することが大切なことから、市民 が海や港に親しみ、関心を持てるような施策を積極的に展開する必要があると考えます。



図-2 計画における戦略的な展開

3 中間評価の目的

この計画では、「できることから、できるところから、継続して」という基本的な考え方に基づき施策や取り組みを実施し、計画期間を概ね10年程度と想定しています。

計画策定から5年が経過したことから、計画に基づく施策や取り組みの進捗状況の把握・検証・評価を行うとともに、現在の課題を抽出し、今後の施策や取り組みの進め方についての方向性を示すことを目的として、計画の中間評価を実施することとしました。なお、中間評価に当たっては、平成22年(2010年)12月に学識経験者、事業者等で構成する「横須賀港港湾環境計画中間評価委員会(以下、「中間評価委員会」という。)」を設置し、多面的な角度から検証・評価を行い、これらの結果を踏まえた上で、本市としての考え方や今後の施策の方向性などについて整理しました。

4 中間評価の考え方

中間評価では、水質、底質、生物相など環境そのものの変化をもたらす要素は多様であることから、これらは計画による行動の効果を直接的に反映するものではなく、他の施策との効果の総和として現れるものと考えています。

計画の基本理念は、"市民との協働による「エコタウンポートの形成」"であり、「できることから、できるところから、継続して」を基本的な考え方としていることから、市民等の積極的な参加を求め、海の利用や保全・再生活動を通じて、海や沿岸域の環境に対する理解を深めていくことを目指しています。

こうした海や環境に対する関心の深まりと理解が、市民協働の力、人と生物にとって のより良い環境の維持、海への負荷の減少、沿岸での自浄機能などが実現され、また、 これらの環境が憩いや学習の場として利活用されることにより、人々の生活の一部となって、安らぎや潤いを与えると考えています。

また、海域環境の保全については、5年という期間で大きな効果や変化をもたらすことは容易ではありませんが、5年間の施策や取り組みの実績をハード・ソフトの関連性を視野に入れながら検証・評価するとともに、計画をより効果的・効率的に推進するため、今後の施策や取り組みの方向性を定めます。

5 中間評価の対象

計画では、横須賀港を3つのエリア(再生、活生、共生)に区分し、それぞれの地域の環境特性を活かした基本方針を設定したうえで、様々な施策や取り組みを推進していくこととしています。

また、この3つのエリア(再生、活生、共生)ごとの基本方針に基づき、横須賀港を13の地区に区分し、ぞれぞれの地区において必要と考えられるハード及びソフト事業を「17の先導的取り組み」として設定するとともに、この中でも「海や環境に対する関心の深まりと理解」に関して効果の発現が早く、重要性が高く、行動の模範となる取り組みを「6つの行動計画」として位置付けています。

今回の中間評価については、「4 中間評価の考え方 $(\Rightarrow P.5)$ 」に基づき、特に「計画の推進の指標」ともいえる「6つの行動計画」を評価の対象としました。

また、「17 の先導的取り組み」については、その施策や取り組みの実施状況、効果、取り組み主体、また、未実施の施策や取り組みについてはその理由等をソフト事業・ハード事業に区分して整理し、表-4 (\Rightarrow P.27~P.38) のとおりまとめました。

なお、評価対象である「6つの基本計画」にある施策や取り組みの実績($\Rightarrow P.13 \sim P.24$) の中には、計画の当初になかった施策や取り組みについても、「6つの行動計画」に関連があると考えられる場合にはこれを記載し、評価の対象としています。

■6つの行動計画 (⇒P.8 図-3参照)

- (1) 身近な海に触れて、今の環境を知ろう(追浜地区)
- (2) 猿島を体験・体感し、自然や歴史を学ぼう (新港地区)
- (3) 市民の憩いの場となる水辺をつくろう (大津地区、馬堀地区)
- (4) 海を楽しもう(走水地区)
- (5) 良好な自然環境を子ども達に引き継ごう(鴨居地区、浦賀地区)
- (6) 海を楽しもう (浦賀地区)

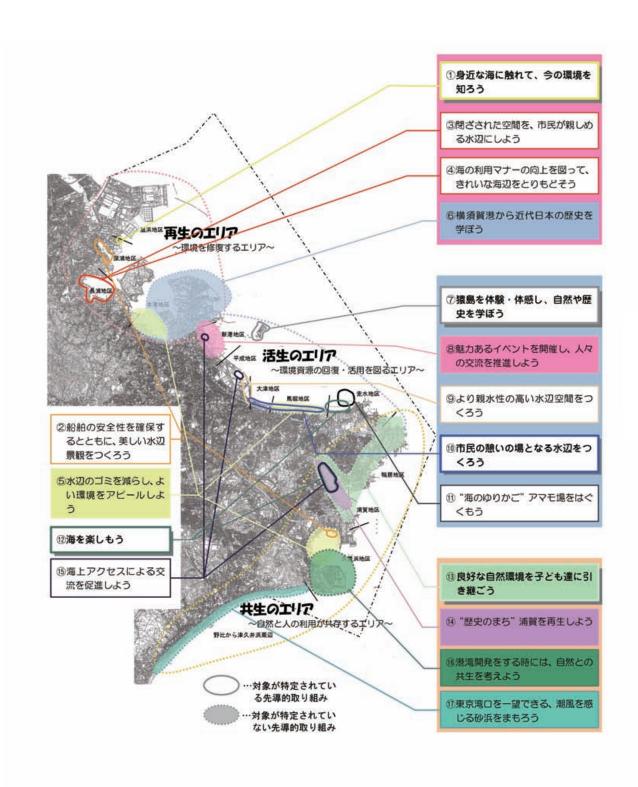


図-3 「3つのエリア」、「17の先導的取り組み」、「6つの行動計画」の関連図

~身近な海に触れて、今の環境を知ろう~

- 行動計画の到達目標-

調査・観察によって環境の現況を知り、横須賀の海の環境について市民が理解・継承していくために、以下の活動を行います。

- (1) 追浜に身近な海を取り戻すための多彩な活動の実施
- (2)地域市民に広く認知された四季折々の環境を学ぶための活動の実施



~猿島を体験・体感し、自然や歴史を学ぼう~

ー行動計画の到達目標ー

猿島の自然(水質・底質・生態系)に配慮しつつ、猿島のエコミュージアムとしての魅力を十分に活かすツアーの定着を目指すために、以下の活動を行います。

- (1)市民と行政との協働によるガイド等の人材育成方策の策定
- (2)猿島の利用システムの構築
- (3)構築された利用システムの活用



~市民の憩いの場となる水辺をつくろう~

- 行動計画の到達目標-

3つ以上の連続した環境構造(砂質底〜砂浜〜海浜植生帯等)への配慮が 成された緑地(親水、環境共生、防災)の整備を図るために、以下の活動を 行います。

- (1)市民協働や専門家などによる水辺づくりのための検討の推進
- (2)整備後の施設管理に関わる役割分担の明確化



~海を楽しもう(走水で波間体験)~

ー行動計画の到達目標ー

東京湾で数少ない自然砂浜やアマモ場を活用し、人々が「海を楽しむ」ための関わり(イベント参加、海水浴等)を増加させるために、以下の活動を行います。

- (1)海の安全性・危険性に関する情報交換の実施
- (2)各種イベントの開催及び必要な施設の整備



~良好な自然環境を子ども達に引き継ごう~

- 行動計画の到達目標-

良好な自然が残されている観音崎・浦賀の自然環境を活用し、環境保全への意識を向上させるため、以下の活動を行います。

- (1)環境に関する市民募集(香り、景色、音の10選等)
- (2)ワークショップなどによる役割分担、ルールづくりの検討
- (3)イベントによる環境への意識の向上



~海を楽しもう(浦賀でマリンスポーツ体験)~

- 行動計画の到達目標-

浦賀湾の特性を把握し、マリンスポーツを楽しむために必要な環境を整え、ゲレンデづくりを目指すために、以下の活動を行います。

- (1)海の安全性・危険性に関する情報交換の実施
- (2)市民協働によるイベントの開催
- (3)ワークショップなどによる港の活用方策についての検討・実践



6 中間評価の方法

評価については、中間評価委員会の各委員が評価対象である「6つの行動計画」を計画の基本的な考え方に基づき設定した「6つの基本方針」ごとに点数評価を行い、さらに、この点数評価等に基づいた総合評価(ABC評価)を行いました。

① 点数評価の方法

- i. 各行動計画について6つの基本方針ごとに各委員が5点満点(合計30点満点) で評価
- ii. 6つの基本方針ごとに平均点を算出
- iii. 平均点を合計し各行動計画の総点数を算出
- iv. そのほか、委員の意見を特記

②総合評価の方法

- i. 各行動計画を①の評価による総点数によりABCに区分
- ii. 評価の区分は次のとおり

表-1 総合評価の区分

評価区分	А	В	С
総数	24 点以上	18 点~23 点	17 点以下

【考え方】

- ア. 点数評価において3点×6項目(6つの基本方針)=18点を中間点として算出
- イ. 点数評価において4点×6項目(6つの基本方針)=24点を算出
- ウ. 上記 18 点~23 点までをB評価とし、24 点以上をA評価、17 点以下をC評価とする

7 評価の結果

(1)「6つの行動計画」に対する評価

中間評価委員会による「6つの行動計画」に対する評価は次のとおりです。

表-2 6つの行動計画の評価結果

6つの行動計画	総点数	評価
①身近な海に触れて、今の環境を知ろう(追浜地区)	23	В
②猿島を体験・体感し、自然や歴史を学ぼう(新港地区)	23	В
③市民の憩いの場となる水辺をつくろう (大津地区、馬堀地区)	23	В
④海を楽しもう (走水地区)	24	Α
⑤良好な自然環境を子ども達に引き継ごう(鴨居地区、浦賀地区)	13	С
⑥海を楽しもう(浦賀地区)	17	С

[※]中間評価委員会による評価の詳細については、P13~24に記載のとおりです。

①身近な海に触れて、今の環境を知ろう(追浜地区)・・・・・・・ 評価B

追浜地区においては、市が提案した深浦再生事業(アマモ場再生)のための調査・研究が市民団体の協力を得ながら実施され、また、放置艇対策として深浦ボートパークを整備したことにより、当該地区の海岸環境が向上し、市民の憩いの場としての利用もされています。

今後は、再生のエリアとしてのソフト面での施策や取り組みを強化し、ハード面では浅場再成のための調査や設計など環境再生を推進するための取り組みが望まれます。 【P13・14 参照】

②猿島を体験・体感し、自然や歴史について学ぼう(新港地区)・・・評価B

これまでビーチコーミング、自然観察会の実施やガイドの養成など、東京湾唯一の自然島である猿島の利活用について相応な進展がみられていることは評価でき、今後も継続して取り組んでいくべき事業であると考えます。

市民がさらに猿島の自然的・歴史的環境に興味や関心を持てるように「誰もが知る猿島」を目指した広報、様々なイベントの開催、多彩な人材育成を行うなどの施策や取り組みが横須賀市全体で総合的に実施されることを期待します。 【P15・16 参照】

③市民の憩いの場となる水辺をつくろう (大津地区、馬堀地区)・・・評価日

馬堀地区の高潮対策護岸整備の際に造られた遊歩道は、地域住民の方々に憩いの場を提供するとともに、市民協働による管理が行われるなど市内でも先進的な取り組みが展開されています。

整備に当たって実施した環境に配慮した方策について検証を行うとともに、ハード中心だった施策を今後どのように展開させていくのか、検討していくことが望まれます。 【P17・18 参照】

④海を楽しもう (走水地区)・・・・・・・・・・・ 評価A

走水海岸におけるアマモ場は、アマモの他地域への移植による環境保全や再生への 寄与が顕著であり、ハード整備における環境配慮の成果が現れていることから高い評価としました。ソフト面におけるアマモ場の利活用についても、他地区への拡充等の 参考となり得る内容です。

当該地区における行政の役割と課題を認識し、その解決に今後5年間の努力を傾注していただきたいと思います。 【P19・20参照】

⑤良好な自然環境を子ども達に引き継ごう (鴨居地区、浦賀地区)・・評価 C

当該地区においては目立った取り組みが進んでいません。鴨居地区・浦賀地区での取り組みの協力や積極的なニーズの発掘など、事業の整理を進めつつ取り組みの強化が必要です。

また、県立公園が多くを占める地域であり、県との協働路線での事業展開の検討や 市が積極的に関与すべきことを整理していくことが望まれます。 【P21・22 参照】

⑥海を楽しもう (浦賀地区)・・・・・・・・・・・・ 評価 C

浦賀地区においては市内の子どもたちを対象とした海中探索船やシーカヤックを 実施するなど、横須賀港の海へのふれあいの場の提供が推進されてきましたが、浦賀 ドック跡地利用計画が決まらないこともあり、今後の進め方については流動的です。 浦賀ドック跡地利用計画について港湾環境計画の側面から検討を進めてアプロー チをしたり、企業の社会貢献について協力を要請するなど、多角的な検討を行ってい くことが望まれます。 【P23・24 参照】

(2)「6つの基本方針」からみる評価結果

今回の中間評価は、前述のとおり、「6つの行動計画」について「6つの基本方針」 ごとに評価して整理しましたが、一方の見方として、「6つの基本方針」から捉える と、その評価結果は以下のとおりとなります。

表-3 6つの基本方針から見た評価

基本方針	総点数
i 市民協働による推進	20
ii 利用と環境の調和	19
iii 快適な生活環境の形成	22
iv 海の環境再生	19
v 活力あるまちの創造	22
vi 横須賀ブランドの活用	21

※総点数は、中間評価委員の点数を基本方針ごとに合計したものです。

(3) 「6つの行動計画」に対する評価の詳細

①「身近な海に触れて、今の環境を知ろう」(追浜地区)

行動計画の到達目標

調査・観察によって環境の現況を知り、横須賀の海の環境について市民が理解・継承していくために、以下の活動を行う。

- (1) 追浜に身近な海を取り戻すための多彩な活動の実施
- (2) 地域市民に広く認知された四季折々の環境を学ぶための活動の実施

計画内容

地域の環境を考えるため、市民との協働による環境の調査・観察・学習等を行う。

抽出の考え

本地区を含む周辺のエリアは、企業、防衛施設等がほとんどを占めており、これらの水際線の開放を図っていくとともに、近自然的な施設の整備等により、水質・底質の改善を図ることが求められている。

しかしながら、これらの調整や整備には多くの時間や労力が必要である。そこで、まず、市 民に海の環境について調査・観察・学習等を行ってもらうなど、海に触れてもらうことにより 市民の海の環境に対する意識を高めるとともに、本エリアの環境を改善していくための原動力 としていく必要がある。

本地区海域では、すでに市民による海辺回復の活動があり、これを足がかりに地域の活動の和を広げていく。そして、本エリアにおける海に対するマナーの向上やごみを減らす活動、あるいは閉ざされた水辺空間の開放等に波及させていくことをねらいとする。

検対 討象

実施

内

工業専用地域における水辺利用空間の形成と生物生息環境の再生

1. 市民団体による「追浜に"浜"を取り戻す活動」の実施

- ・ "浜"を取り戻すための一環としてのアマモの移植活動(実験)の実施
- ・市民に対する海の実体験を中心とした啓発イベントの開催

2.「追浜に"浜"を取り戻す活動」の広がり

・市(イベントの後援、職員派遣等)、漁業者(イベントでの安全確保のための監視船、活動場所の提供等)、地元企業(敷地内通行の許可等)など各主体による協力体制の推進

3. 「深浦海岸再生事業」の推進

- ・深浦ボートパーク前面水域における環境再生事業への市民団体の協力
- ・「海と触れ合える場」の再生を目指す当該地の環境状況の把握調査(実験) の実施

4. 深浦ボートパークの整備

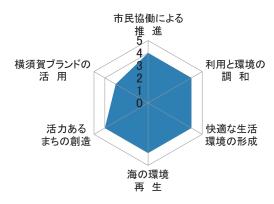
- ・追浜地区、深浦地区の放置艇対策のためのボートパークの整備
- ・ボートパーク整備による環境改善と水域利用ルールの確立
- ・マリンレジャーの拠点としての活用
- ・緑地及び駐車場の併設による市民の憩いの場としての利活用

5. 第三海堡*構造物展示場の開設

・歴史遺産(貝山緑地、貝山地下壕など)と連携した第三海堡撤去材を活用した展示場の開設

※第三海堡…大正時代における最先端の工兵技術を用いて築造された要塞で、大正12年(1923年)の関東大震災で被災、沈下した。その後、長年に渡り暗礁として浦賀水道航路における船舶の安全を脅かしていたが、平成12年(2000年)から国土交通省による撤去工事が行われ平成19年(2007年)に完了した。

	基本方針	該当する項目	委員会採点		系点
	全 个刀呵	成当する役員	平均	最高点	最低点
	基本方針1	●市民団体による「追浜に"浜"を取り戻す活動」が展開され、市も積極的な協力を実施してきた。	4	5	3
	市民協働による 推 進	●「深浦海岸再生事業」を市民団体の協力を得て取り組んできている。			Ŭ
	基本方針2	●「追浜に"浜"を取り戻す活動」は、海域利用者(漁業者等)や地元企業	4	4	3
	利用と環境の 調 和	の協力を得て進めることができた。	·	·	
	基本方針3	●深浦ボートパークの整備により、放置艇が一掃され、海の景観や利用環境 が改善された。		4	3
	快適な生活 環境の形成	●深浦ボートパークには管理棟や駐車場等を整備し、市民の憩いの場として 利用しやすい水域環境となった。			
	基本方針4	●「追浜に"浜"を取り戻す活動」では、市民団体によるアマモの移植活動の実施により、移植による着生が実証された。	4 4	4	3
評	海の環境 再 生	●「深浦海岸再生事業」では、アマモなどが生息できる環境であるかの調査・実験を市民団体の協力を得て行った。		_	
	基本方針5	●「深浦ボートパーク」の整備により、マリンレジャーの拠点や市民の憩い の空間など、良好な水辺環境が形成された。	4	5	3
価	活力ある まちの創造	●「第三海堡構造物展示場」の開設に伴い、追浜地区に存在する他の歴史遺産との連携を模索した取り組みが実施された。	4 3	J	J
	基本方針6	●「第三海堡構造物展示場」の整備により、貝山緑地、貝山地下壕などとと	3 4		3
	横須賀ブランドの 活 用	もに、日本の歴史を辿る拠点として、本市からの発信が期待できる。		T	J



委

員の意見

委員会採点

23
/ 30
委員会評価

- ①基本方針6に関しては、6つの行動計画の中では「横須賀ブランド」になる可能性が最も高い。
- ②市民だけでなく市外からも本市の海の魅力を評価してもらえるよう、広報やアピール活動が必要である。
- ③当該地区における市民ニーズの積極的な発掘などにより、ニーズに合った取り組みを推進していく必要がある。
- ④計画の行動指針に基づき、当該地区において市が主体的に実施してきた事業について、きちんと評価することが大切である。
- ⑤今後は「横須賀市環境基本計画」にも位置付けられている「砂浜(浅海域)の再生」について重点的 に進めてもらいたい。
- ⑥これまでは「ハード事業が先行」という状況に思えるが、今後は「ソフト面、活用面」の事業の推進に努めてほしい(事業の展開方向が変化する)。

②「猿島を体験・体感し、自然や歴史を学ぼう」(新港地区)

行動計画の到達目標

猿島の自然(水質・底質・生態系)に配慮しつつ、猿島のエコミュージアムとしての魅力を十分に活かすツアーの定着を目指すために、以下の活動を行う。

- (1) 市民と行政との協働によるガイド等の人材育成方策の策定
- (2)猿島の利用システム※の構築
- (3) 構築された利用システムの活用

計画内容

東京湾唯一の自然の島"猿島"を多くの人に体験してもらうため、猿島の自然に配慮しつ つ、利用のための整備を行うとともに、島内を来訪者に案内することのできる人材を育成し、 自然観察・歴史探訪などの場として活用する。

抽出の考え

猿島は東京湾唯一の自然の島として多くの自然環境が残されているとともに、島内には戦前からの要塞跡が残されているなど、自然や歴史、平和等を学ぶことのできる貴重な場となっている。そのため、現在、猿島を「エコミュージアム」として活用するための整備が進められている。

そこで、今後これを活用するためのソフトづくりを行うことにより、猿島を環境教育等の場として内外にアピールするとともに、他の地区における環境教育等に対し、波及していくことが考えられる。また、猿島に計画されている桟橋や護岸の整備を推進することにより、海上アクセスによる交流の促進にも、波及していくものと考えられる。

※猿島の利用システム…①猿島の自然・歴史を学ぶ環境教育・環境学習の場としての利用、②猿島を海上アクセスによる交流促進の場所としての利用など、こうした利用をするための様々な仕組み。

検対 討象

実施

内容

学習リーダー (インタープリター) の育成、システムの構築

1. 猿島公園専門ガイド養成事業

- ・猿島公園専門ガイドの誕生
- ・猿島公園専門ガイド協会の設立

2. 猿島における各種イベントの開催

- ・ビーチコーミング〜浜辺の宝探し〜
- ・エコミュージアム猿島探訪
- 猿島自然観察会

3. 猿島公園の整備

・管理棟やボードウォークなど自然環境に配慮した猿島公園の整備

4. 新猿島桟橋の整備

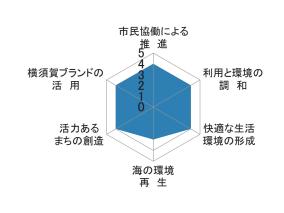
- ・生物生息環境の向上を図ることを目的とした新猿島桟橋における橋脚環境実験の実施
- ・現存の自然環境に配慮した新猿島桟橋の整備
- ・バリアフリー対応の新猿島桟橋整備による、より利用しやすい水辺空間の形成

5. 新航路の開設

・三笠~猿島~観音崎航路の開設による海上アクセスの向上及び航路間交流の促進

丢
폼
凬
A
כט
音
竺
ш

	基本方針	該当する項目	数 业才 2 佰 日		委員会採点		点
	基本 刀到	改当의 상년다	平均	最高点	最低点		
	基本方針1	●猿島公園専門ガイド養成講座を実施し、20人の「猿島公園専門ガイド」が誕生した。 ●ガイドによる自主運営組織「猿島公園専門ガイド協会」が設立され、市主	4	5	3		
	市民協働による 推 進	催の「エコミュージアム猿島探訪」などのイベントでのガイドや自主的な活動が実施された。		3			
	基本方針2	●管理棟やボードウォークなど自然環境に配慮した猿島公園の整備を実施した。	4	5	4		
	利用と環境の 調 和	●現存の環境利用に配慮した(砂浜を分断しない)新猿島桟橋を整備した。	·	Ü			
	基本方針3	●微生物による汚水浄化システムを採用した「洗浄水循環型エコトイレ」を 採用し、環境への負荷を低減させた。	4	5	4		
	快適な生活 環境の形成	●新猿島桟橋をバリアフリー対応で整備したことにより、来訪者がより散策 しやすい環境となり、多様な利用者への対応が可能となった。					
	基本方針4	●新猿島桟橋において藻場を生成し、生物生息環境の向上を図ることを目的	3	4	3		
- - -	海の環境 再 生	とした橋脚環境実験を実施した。	_				
評	基本方針5	●猿島の自然環境を体感するイベント「ビーチコーミング」及び「自然観察会」を実施した。 ●猿島を自然の博物館として位置づけた「エコミュージアム猿島探訪」を実	4	5	3		
価	活力ある まちの創造	施した。 ●三笠~猿島~観音崎航路の開設による海上アクセスの向上及び航路間交流 が促進された。	7	3	3		
	基本方針6	●「ビーチコーミング」、「エコミュージアム猿島探訪」、「自然観察会」 の実体による「徒身」の自然的、歴史的特殊のスピールがわされた。	4	5	3		
	横須賀ブランドの 活 用	の実施による「猿島」の自然的・歴史的特性のアピールがなされた。	-	-	_		





- ①「猿島公園専門ガイド」は、庁内関係部局が連携事業としてどのように取り組み、どのような成果が生まれるのか、今後の進捗に期待している。
- ②新猿島桟橋の橋脚環境実験結果の評価を行い、生物生息環境の保全への取り組みを継続する必要がある。
- ③猿島を広く周知するための広報が必要である。
- ④猿島は市の努力でかなり基盤整備されてきたが、今後は市民や利用者に対して環境(エコ)を通じた楽しみ方を伝えていく必要があり、そのためには専門ガイドや環境(エコ)・歴史遺産の保護を担うなどの人材育成をする必要があり、市全体で取り組んでいただきたい。
- ⑤猿島は、今後の利活用の取り組みについての展開が重要であり、行政の役割と事業者やガイド等との 協働の方策についての検討が必要である。
 - ⑥猿島に関する事業は、全体として相応の進展が見られ、今後も継続実施していくべき事業である。

③「市民の憩いの場となる水辺をつくろう」(大津地区・馬堀地区)

行動計画の到達目標

3つ以上の連続した環境構造(砂質底~砂浜~海浜植生帯等)への配慮がなされた緑地(親水、環境共生、防災)の整備を図るために、以下の活動を行う。

- (1) 市民協働や専門家などによる水辺つくりのための検討の推進
- (2) 整備後の施設管理に係わる役割分担の明確化

計画内容

市民の憩いの場、景観の眺望の場となる"うみかぜの路"のメインをなす水辺の整備を市民協働により実施する。また、多様な生物の生息環境を再生するとともに、高潮、波浪等から人を守る安全性の高い護岸を整備する。

抽出の考え方

本地区の水辺は、横須賀市を代表する施設となる"うみかぜの路"のメインとなる部分である。

背後には住宅地が形成されており、水辺の整備により、市民が水に触れることのできる空間が形成されるとともに、環境修復が進み海域環境の向上に貢献することができる。

また、市民協働による水辺づくりや整備後の維持・管理の活動が、他地区における親水空間等の整備における、先駆的な役割を果たすことが考えられる。なお、高潮対策等のための護岸の改修を早急に進める必要がある。

検対 討象

護岸、プロムナード及び関連施設

1. 大津地区高潮対策協議会の設立

- ・大津地区高潮対策協議会の設立、開催
- ・避難訓練等の自主防災活動の実施
- ・高潮対策護岸の早期着工に向けた国への要望活動の実施

2. 大津地区高潮対策護岸の整備の検討

・「うみかぜの路」に対応するプロムナードの連続性への配慮

3. 大津地区小型船だまり整備に伴う親水護岸の整備

- ・大津地区小型船だまり整備の際に親水護岸を設置
- ・藻場造成に有効な被覆ブロックの設置

|4. 馬堀地区高潮対策護岸の整備|

- ・防護、利用、環境、景観に配慮した高潮対策護岸の整備
- ・市民による護岸上部の活用
- ・護岸整備の際に人工リーフ部に藻場を造成

5. 馬堀海岸地区周辺美化活動

・馬堀地区高潮対策護岸における地域住民による美化活動の実施

6. うみかぜ画廊

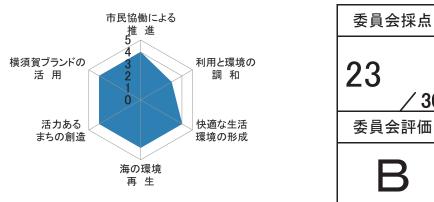
・市民参加による護岸への壁画の制作

実施

内

容

	# + + 41	サルナフェロ	委	員会採	京
	基本方針	該当する項目	平均	最高点	最低点
	基本方針1	●大津地区高潮対策協議会は護岸背後地に立地する商業施設関係者とマンションの住民により設立され、企業、住民が一体となった高潮対策護岸の早期整備に係る国への要望活動や防災訓練を実施するなど安全・安心を守る取	4	5	4
	市民協働による 推 進	り組みが実施された。 ●馬堀海岸地区周辺美化活動については、地元自治会を中心とした市民ボランティアで実施され、市民協働による模範的な美化活動となっている。	4	3	4
	基本方針2	●大津地区における水辺の整備は、親水機能を持たせた港湾緑地が検討されていたが、高潮被害が市民生活に深刻な影響を与えていることから、市民の安全・安心を守ることを最優先とした海岸事業として実施した。	3	5	3
	利用と環境の 調 和	●また、「うみかぜの路」を形成するプロムナードの連続性を確保する設計としている。			
	基本方針3	●大津地区小型船だまり整備の際に漁業協同組合の協力により、護岸上部を 市民が利用できる構造とした結果、釣りや散策の場として市民に活用されて いる。	4	5	4
	快適な生活 環境の形成	●馬堀地区高潮対策護岸は、利用、景観に配慮して整備され、護岸上部は市民の散策やジョギングなど多くの市民に活用されている。	·		
	基本方針4	●大津地区小型船だまり整備の際に藻場造成に有効な被覆ブロックを採用した結果、藻場の形成や多様な生物の生息環境として機能していることが確認できた。	4	5	3
評	海の環境 再 生	●馬堀地区高潮対策護岸整備の際に人工リーフ部を生物の生息に配慮した構造とした結果、藻場造成と多様な生物の生息が確認できた。	·		
	基本方針5	●馬堀地区高潮対策護岸では、地域住民による積極的な美化活動が実施されている。 ●うみかぜ画廊は、「うみかぜの路」を彩る憩いの空間として市民が制作したもの	4	4	4
価	活力ある まちの創造	で、市民による街づくりの取り組みとなっている。 ●「うみかぜの路」に対応する水際線がウォーキングイベントで広く活用されている。	7	T	7
	基本方針6	●当該地区の高潮対策事業においては、横須賀における海の景観や環境に配慮し、護岸の嵩上げを行わず前面海域に複数の構造物を設置して波の力を分散して	4 4	4	3
	横須賀ブランドの活用			4	J
		市民協働による 変員会採点			



①基本方針1などで市民協働のコーディネーターとしての市が果たした役割は評価できるが、一方で禁 止区域で釣りをしている実態もあり、市、警察、海上保安部などが一体となって海岸利用のルールにつ いて啓発していくことが求められる。

30

②馬堀海岸の生態系への配慮の具体的方策とその効果について検証した上で、取り組みを発展的に継続 させていただきたい。

③これまではハード整備が中心であったので、これからの施策展開の方向・内容が今後の評価に結びつ くものと考えます。

委 員の主な意見

④「海を楽しもう(走水で波間体験)」(走水地区)

行動計画の到達目標

東京湾で数少ない自然砂浜やアマモ場を活用し、人々が「海を楽しむ」ための関わり(イベント参加、海水浴等)を増加させるために、以下の活動を行う。

- (1)海の安全性・危険性に関する情報交換の実施
- (2) 各種イベントの開催及び必要な施設の整備

計画内容

横須賀港に残された貴重な海水浴場の侵食対策や駐車場等の整備を進めるとともに、海を楽しめる場として活用する。

畑出の考え

良好な海の自然を守っていくためには、海のすばらしさや楽しさを体験してもらうことが重要であり、最近では、子ども達の情操教育の場として、自然体験が多くの小・中学校の授業や修学旅行等に取り入れられている。

横須賀港には、走水地区から浦賀地区にわたる海岸部に多くの自然環境が残されていることから、ここを市民の自然体験の場として開放し、積極的に活用してもらうことにより、市民の横須賀港の環境に対する関心を高めてもらうとともに、良好な海の環境を維持していくための原動力になっていくものと考えられる。

検対 討象

イベントの開催、駐車場の整備

1. 走水海岸に存在する天然アマモ場の活用

- ・天然アマモ場を自然観察の場として活用する「海の魅力発見・体験in走水」の実施
- ・NPO法人等によるアマモ花枝採取など天然アマモ場再生活動での活用

2. 「東京湾クリーンアンプ大作戦はしりみず」の実施

・幅広い年代、様々な主体による海岸清掃の実施

3. 駐車場の整備

・走水海岸に隣接する走水水源地に駐車場を整備

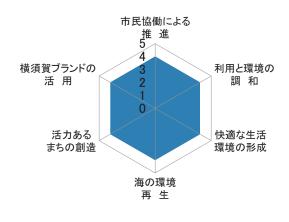
4. 走水(伊勢町)地区小型船だまりの整備

・走水に存在する天然アマモ場を保全するために、沖合に橋梁で接続した小型船だまりを整備

実施内容

禾
35
~
1
ω
æ
A.c.
71
.0.
عفد

	基本方針	該当する項目	委員会採点		点
	圣 个刀 可	改当する項目	平均	最高点	最低点
	基本方針1	●「海の魅力発見・体験in走水」は、NPO法人や市民との協働で実施した。 ●「東京湾クリーンアップ大作戦はしりみず」では、地元の小中学生、観光	4	5	3
	市民協働による 推 進	協会、漁業協同組合、市民団体など多彩かつ幅広い世代が集結して清掃活動が行われた。		J	J
	基本方針2	●走水(伊勢町)地区小型船だまり整備の際に漁船の収容施設を沖合に整備 し、橋梁で陸とつなぐ構造としたことにより、現地に存在する天然アマモ場	4	5	3
	利用と環境の 調 和	が保全された。	·	Ü	
	基本方針3	●隣接する市上下水道局の走水水源地の駐車場を整備したことにより、天然 の湧水を求める市民や潮干狩り・海水浴などで海にアクセスする市民にも多 く利用されている。	4	5	4
	快適な生活 環境の形成	●地表温度の上昇を抑えるとともに、雨水を自然浸透させることで海岸への 流出を防ぐため、駐車場の表面を天然芝で整備した。		J	7
	基本方針4	●広大な天然のアマモ場は、NPO法人等による花枝採取などに利用され、 東京湾内における他地域のアマモ場再生活動に貢献している。 ●走水(伊勢町)地区小型船だまり整備の際に漁船の収容施設を沖合に整備	4	5	3
評	海の環境 再 生	し、橋梁で陸とつなぐ構造としたことにより、現地に存在する天然アマモ場が保全された。		J	
	基本方針5	●「海の魅力発見・体験in走水」は、海の素晴らしさや楽しさを体験しても らうとともに、海で活動する際のルールや海の環境について学ぶイベントと	4	5	3
価	活力ある まちの創造	して、走水海岸の天然アマモ場を活用して実施している。	7	Ü	
	基本方針6	●国の「海辺の達人養成講座」や市の「海の魅力発見・体験in走水」の実施など、自然環境の体験や学習の場として走水海岸の天然アマモ場を活用している。		5	3
	横須賀ブランドの 活 用	●漁業協同組合による地元小学生を対象とした海苔すきや漁の体験が実施されている。	7	J	J



委員会採点

24
/ 30
委員会評価

A

①「海の魅力発見・体験in走水」は子どもとその家族を中心とする市民に徐々に浸透してきていると思われ、子どもの成長期を対象とした施策として広く知られるようになってほしい。

- ②アマモ場再生等の取り組みは、環境保全・再生の他地域への寄与は顕著であり、発展的に継続すべきと考える。一方、小中学生や市民との協働事業については、事業実施における工夫が必要と考える。 ③走水地区のアマモとコアマモの繁殖地の拡大は、船だまりや収容施設の整備によるものだけでなく、 走水水源地からの淡水流入による効果が大きいと思われるが、相乗効果による環境再生の実現的な成果が現われているという点から高く評価したい。横須賀ブランドとしての成果は、今後の取り組みの展開に期待したい。
- ④「横須賀港港湾環境計画」での市の役割と課題を把握し、課題解決に向けてさらに努力してほしい。 ⑤当該地区での事業の中心はソフト事業が中心であり、他地区への拡大の参考・模範となる内容であ る。

⑤「良好な自然環境を子ども達に引き継ごう」(鴨居地区・浦賀地区)

行動計画の到達目標

良好な自然が残されている観音崎・浦賀の自然環境を活用し、環境保全への意識を向上するため、以下の活動を行う。

- (1)環境に関する市民募集(香り、景色、音の10選等)
- (2) ワークショップなどによる役割分担、ルール作りの検討
- (3) イベントによる環境への意識の向上

計画内容

横須賀市に残された貴重な観音崎の自然環境を保全・継承するため、市民との協働により、 適正利用のためのルールづくりや管理を行う。

畑出の考え[・]

観音崎周辺は、岩礁や砂浜に形成された自然の海岸線や木々に覆われた山など、東京湾において多くの自然が残された貴重な場所となっており、適正な管理を行うことにより、これらの良好な環境を後世に引き継いでいくことが必要である。

観音崎周辺における子ども達も取り込んだ海の遊び、生物観察、海岸清掃等の活動を実施することにより、環境に関する関心を高め、市民と協働でルールづくりや管理を実現することで観音崎の貴重な自然環境を保全・継承することにつなげていくことが考えられる。さらに、この地域の活動を通じ、走水や久里浜、野比など、横須賀市に残された他の貴重な自然環境を保全するための取り組みにも、結びつけていけるものと考えられる。

検対 討象

良好な自然環境の保全(燈明堂、観音崎)、適正利用ルールの構築

1. 観音崎周辺の自然環境を活かしたイベントの開催

・水中観光船による自然観察会

2. 自然環境に配慮した護岸の整備

- ・燈明堂における景観形成護岸の整備
- ・観音崎護岸整備における自然石の採用

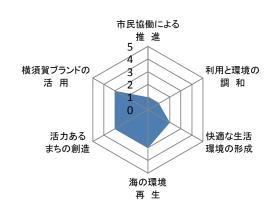
3. 観音崎における交流推進の取り組み

- •三笠~猿島~観音崎航路開設
- ・観音崎公園や横須賀美術館による海辺の景観を活かしたイベントの実施

実施内突

委
員
の
主
な
意
見

	基本方針	該当する項目		員会抗	
	色インリュ	以当りで祝口	平均	最高点	最低点
	基本方針1	●環境に関する市民募集(香り、景色、音など)、海に関するワークショップなどは実用でなる。	4	4	
	市民協働による 推 進	プなどは実現できていないが、今後の浅海域の再生などではワークショップ を設置していく。	1	1 1	1
	基本方針2	●観音崎周辺における自然環境を活かした施策や取り組みが実施できていない。今後、観音崎の自然を活かした「エコツアー」などについて検討していく。		4	4
	利用と環境の 調 和			1	1
	基本方針3	●海岸線を気軽に散策できる「観音崎ボードウオーク」などを活かした具体 的な取り組みが実施できていない。今後、こうした設備を利用した取り組み こついて検討していく。		3	1
	快適な生活 環境の形成			J	'
	基本方針4	●燈明堂での護岸整備の際に景観形成型護岸を採用するなど、環境に配慮し 上整備を実施した。		4	3
	海の環境 再 生	●県が実施した観音崎の護岸整備の際には、既存の自然環境の保全への配慮のため自然石を使用した。	3	4	J
評	基本方針5	■浦賀港を出港し、燈明堂、観音崎周辺の自然を観察する「水中観光船による自然観察会」は、子どもたちを始め幅広い世代が海の中を観察できる機会となった。		3	3
価	活力ある まちの創造	●観音崎公園や横須賀美術館では、その景観や自然、知名度を活かした「観音崎公園散策と横須賀美術館めぐり」などの取り組みが行われている。	3	5	3
	基本方針6	海から横須賀美術館にもアクセスできるという横須賀の特性を活かした三 ※~猿島~観音崎航路が就航し、観光シーズンには多くの観光客が海から観		4	3
	横須賀ブランドの活用	立。後日間別時が別別し、観光ファインには多くの観光各が時から観音崎を訪れている。	3	4	J



委員会採点
13
/ 30
委員会評価
C

①鴨居地区は市内で最も自然環境が残された沿岸部であり、大学や研究機関、行政機関が一体となって 自然や文化的資源の発掘と検証を行い、良好な自然環境を有効に活用する施策を検討すべきである。 ②浦賀地区全体での市民の積極的なニーズの発掘や事業の整理を進め、取り組みを推進してもらいた

③地域の人との連携や観音崎自然博物館との協力も必要である。

- ④観音崎公園については、県(指定管理者)と協力し、公園の利活用について市の役割を明らかにする必要がある。横須賀港港湾区域は市が港湾管理者となっているので、市は必要な情報をとりながら、市の役割や考えに沿った施策や取り組みについて積極的に関与していった方が良い。
- ⑤観音崎公園が多くを占める地区であり、市と県での協力・連携を軸に事業展開を進める必要がある。

⑥「海を楽しもう(浦賀でマリンスポーツ体験)」(浦賀地区)

行動計画の到達目標

浦賀湾の特性を把握し、マリンスポーツを楽しむために必要な環境を整え、ゲレンデ作りを目指すために、以下の活動を行う。

- (1)海の安全性・危険性に関する情報交換の実施
- (2) 市民協働によるイベントの開催
- (3) ワークショップなどによる港の活用方策についての検討・実践

計画内容

浦賀港を利用する船舶との海域の利用調整を図り、アクセスディンギー[※]等を導入し、静穏 水域を活用した誰もが安全かつ快適に海を楽しめる場として活用する。

※アクセスディンギー…一般的な小型ヨットに比べて操縦しやすく安定性に優れたヨットのこと。

抽出の考え方

前面の海域にアマモ場が広がっており、良好な海域環境が形成されていることから、アマモ 場の観察やその場における生物観察を行うことにより、アマモ場をはぐくむ活動に波及してい くことが考えられる。

また、浦賀地区においては、浦賀港周辺の再生事業や海上アクセスの交流拠点としての整備 が検討されていることから、これらの事業との連携を図ることにより、これらの事業がより促 進されるものと考えられる。

検対 討象

船舶との海域の利用調整、船舶係留施設、海を楽しめる場としての活用方策

1.「西浦賀みなと緑地」及び浦賀湾の活用

- ・「シーカヤック体験in浦賀」の実施
- ・「シーカヤック体験in浦賀」における浦賀の歴史学習の取り組みの推進
- 「咸臨丸フェスティバル」や地元観光協会主催イベントの開催
- ・市民の憩いの場としての活用

2. 浦賀ボートパークの整備

- ・浦賀の放置艇対策としてボートパークを整備したことによる環境改善と水域利用ルールの確立。
- ・NPO法人による浦賀ボートパークの活用及び海洋レジャー拠点としての取り組みの推進

3. 西岸プロムナードの整備

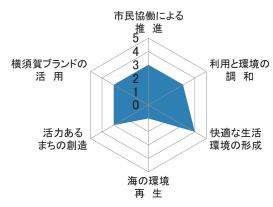
- ・造船所閉鎖後の浦賀地区における新しい街づくりの先導的取り組みとしての位置付け
- ・環境に配慮した整備の実施

4. 民間マリーナの整備

・係留施設整備の拡張による海上アクセスの充実

-
4
-25
4
T (D
90
#
_
-line
100
-
75

	基本方針 該当する項目		委	員会採	点
	本 本刀町	改当する場合	平均	最高点	最低点
	基本方針1	●NPO法人によるヨットの体験乗船会やヨット教室などが浦賀ボートパー クを活用して定期的に行われている。	3	4	3
	市民協働による 推 進	●市が主催するイベント開催時に岸壁利用者団体である浦賀地区船舶組合の協力を得ている。	3	7	3
	基本方針2	●既存の「西浦賀みなと緑地」と一体となったプロムナード整備に着手し、 環境に配慮した整備を行っている。	0	,	0
	利用と環境の 調 和	●市民による利用を可能とするため、水際線に安全な歩道を確保したプロムナード整備を行っている。	3	4	3
	基本方針3	●浦賀地区の放置艇が一掃され、景観や利用環境が改善された。 ●「西浦賀みなと緑地」は、地域でのイベントや憩いの場として多くの市民 に利用されている。	4	4	3
	快適な生活 環境の形成	●民間マリーナが整備され、海洋レジャーの拠点としての開放感あふれる景観が形成されている。			
	基本方針4	●浦賀沖のアマモ場は観察などの利活用の取り組みが進んでいない。今後は、当該地区沿岸部の緑地整備などの進捗を見ながら、その利活用について	1	2	1
≅v	海の環境 再 生	検討していく。	·		
価	基本方針5	●「シーカヤック体験in浦賀」は、静穏度の高い浦賀地区の特性を活かして 実施したことにより、地元観光協会主催イベントでもシーカヤックの体験乗 船会が実施されるなど、その広がりを見せている。	3	4	3
	活力ある まちの創造	●「西浦賀みなと緑地」は地域のイベント会場として活用されている。●民間アリーナと浦賀ボートパークの整備によって、海洋レジャーの活動の拠点としての取り組みが進んでいる。			
	基本方針6	●「シーカヤック体験in浦賀」において浦賀の歴史について学ぶなど、海洋レジャーだけではなく浦賀の特性を活かしたイベントとして実施した。	3	3	3
	横須賀ブランドの 活 用	●浦賀地区を利用した「咸臨丸フェスティバル」や浦賀の歴史に関するイベントが行われ、地域の交流促進に貢献している。		_	





①浦賀地区にはわが国の造船業の礎となった船渠があり、これを中心とする浦賀全体を土木遺産に認定してもらい、地域の認知度の向上や活性化に資する資源開発を行うべきである。

②また、この地区には民間マリーナがあるので、ボート・オーナーと一緒になって、環境保全活動や環境学習活動、海での体験活動などを推進すべきで、市は企業の社会貢献について協力を得る努力をすべきである。

③鴨居・浦賀両地区での取り組みの協力、市民ニーズの積極的な発掘、事業の整理を進め、施策や取り組みを推進すべきである。

④浦賀ドック跡地活用の計画は、文化的側面が活かされるのか、野外レクレーションやアミューズメント的側面が強調されていくのか全く指針が見えないので、港湾環境計画においてアクティブな検討を進めてはどうか。

⑤民間企業活動の支援を市として積極的に行うとともに、ドックなどの歴史遺産をいかに観光、商業、 地元の振興に結び付けるか検討が必要である。

8 17 の先導的取り組みの進捗状況と課題の把握

(1)17の先導的取り組みの進捗状況

これまで、計画の6つの基本方針に基づき、「再生」、「活生」、「共生」の3つのエリアに区分して、それぞれが持つエリアの特性を活かした施策や取り組みを推進してきました。

また、市民、市民団体、事業者などとの連携・協力を進めるとともに、海に親しめる、海を身近に感じることができる施策や取り組みの推進を図ってきました。

この中間評価では、「17 の先導的取り組み」に位置付けている施策や取り組みについての進捗状況を把握するとともに、今後の方向性や、未実施となっている理由などを表-4 (\Rightarrow P.27~P.38) のとおりまとめました。

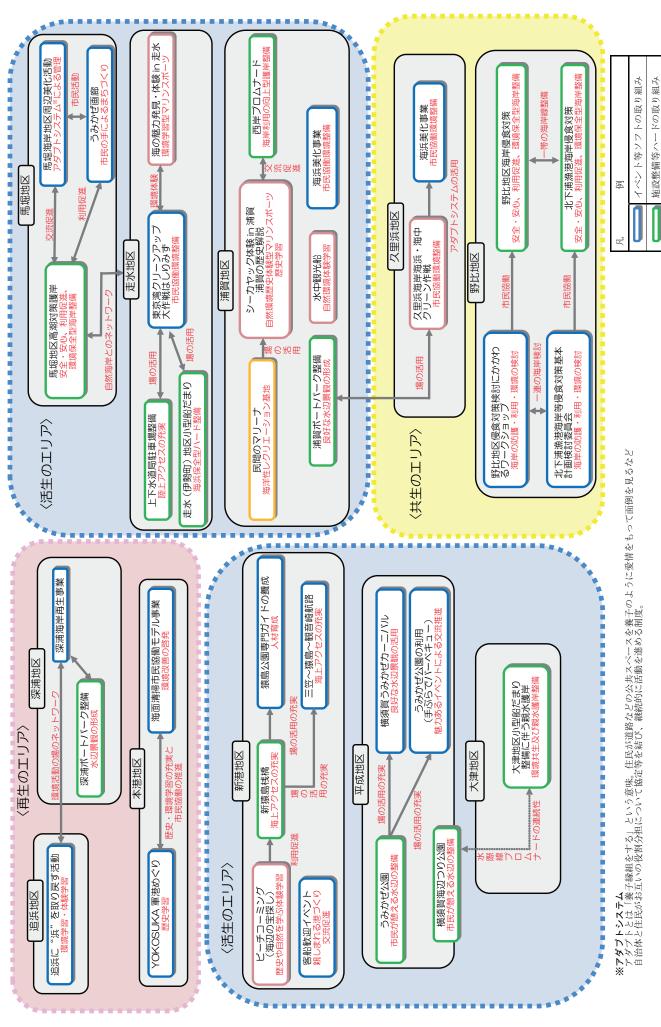
(2) 現状における課題

これまでの施策や取り組みは、市が主導するというよりは、市民や市民団体が主体となって、あるいは、こうした主体の市への協力により推進してきた面が多くあります。 今後は、これからの海や港の利活用について、海を身近なものとして捉え、市が積極的に施策や取り組みの方向性・ビジョンなどを検討し、海の利活用に携わる人たちと意識や情報を共有し協力を得ながら、さらに進めていく必要があります。

また、今後の進め方については、市民が求める海への親水性を含めた利活用や費用対効果などを考えながらその方策等を工夫するとともに、計画にある未実施の施策や取り組みについては、その理由について精査し、実施に向けた検討を進めます。

(3) 17 の先導的取り組みと3つのエリアとの関連

「3つのエリア (再生、活生、共生)」における「17の先導的取り組み」及びハードとソフト事業の関連性については、図-4 (\Rightarrow P.26) のとおりとなります。



3つのエリア (再生、活性、共生) における「17の先導的取り組み」及びハードとソフト事業の関連性 **⊠**-4

エコポートよこすか事業

その他の事業

(4)「17の先導的取り組み」の進捗状況一覧

表-4 「17の先導

				衣一4	11/00元等
			節の取り組み	行動指針	ハード ソフト
番号	地区 追浜	内容 身近な海に触れて、 今の環境を知ろう	内容及び効果 工業地域の閉ざされた環境にある現状を変えるために、市民を中心に環境学習等を行う。 環境を知ることで、自らが生活する場所がどのような場所であるのか、悪い環境であればどうしたらよいのか、自発的に良くしていこうという意識を高める。 さらには、工業地域の中に自然に親しめる場を再生する原動力とする。	地域の環境を考えるため、市民との協働による環境の調査・観察・学習等を行う。	の区分 ソフト
		船舶の安全性を確保するとともに、美しい水辺景観をつくろう	放置艇の収容施設の整備を推進するとともに、収容施設への移動を促進する。 水際における放置艇が整理されることで、良好な水辺景観が形成されるとともに、船舶の航行の安全性や緊急時の船舶の避難水域が確保される。	放置艇の収容施設の整備を図り、良好な水辺景観を形成する。	ハード
	深浦		が10つが正法に入り扱い。4年1本では10分の。	親水性に乏しい水辺空間の整備を図り、 人々が憩いくつろげる 水辺空間を形成する。	ソフト
2				放置艇の収容施設へ の移動を促進する。	ハード
				船舶の避難のための 水域を確保する。	ハード
	久里浜			放置艇の収容施設の整備を図り、良好な水辺景観を形成する。	ハード
3	長浦	閉ざされた空間を、 市民が親しめる水 辺にしよう	水際線の市民への開放を図り、憩い・くつろぐことのできる水辺空間を整備するとともに、企業・防衛施設などへの働きかけを行い、より一層の高質な水辺空間とする。 これまでは、市民の水辺空間の利用の要望が高いにもかかわらず、港湾、企業、防衛等の利用の観点から、市民が水際に近づくことが制限されてきた。水際線の開放により、市民が潤いのある水辺と親しむことができる。	空間の整備を図り、 人々が憩いくつろげる 水辺空間を形成する。	_

的取り組み」の進捗状況

	T				
施策・取り組み	事業効果	実施 年度	実施 主体	今後の方向性	未実施の理由
○追浜に"浜"を取り戻す活動 市民による天然のアマモ場からのアマモ 苗の採取及び追浜の 海への移植	○追浜に"浜"を取り戻す活動 子どもたちを始め としたでマモに触れる としたでより、感した切った。 海やアにより、感し大切に な環境を環境を大力を ながでするれた。 また、きなった。 再生でなった。	H15∼	市民団体	追浜地区(再生エリア)において海に親しむ場の提供を推進する。 この結果を今後の浅海域の再生事業の際に役立てる。	
○深浦ボートパークの 整備 放置艇対策として ボートパークを整備	○深浦ボートパークの 整備 深浦地区では放置 艇がなくなり、周辺 の水辺景観が改善さ れた。	H16~18	市	ボートパークの適正 な維持・管理を行い、 良好な水辺景観を保 全する。	_
○深浦海岸再生事業 深浦ボートパーク 前面に市民が活用ので きる水辺空間を形成 するため、市が提案 した調査・実験を市 民団体の協力を得な がら実施	○深浦海岸再生事業 市民団体の協力に より調査を進め、ア マモ場が再生できる 条件を見極めること ができる。	H21~	市	この結果を今後の砂 浜(浅海域)再生事業 の際に役立てる。	
○深浦ボートパークの整備ボートパークの整備に併せ、放置艇の移動を促進	○深浦ボートパークの整備深浦地区での放置 艇がなくなった。	H16~18	市	放置艇があった場合には、ボートパークなどの収容施設への移動を指導する。	_
○深浦ボートパークの 整備 放置艇対策として、 ボートパークを整備	○深浦ボートパークの 整備 放置艇がなくなり 避難水域が確保され た。	H16~18	市	避難水域に放置艇等 が発生しないよう適正 な指導・管理を行う。	_
○浦賀ボートパークの整備放置艇対策として、ボートパークを整備	○浦賀ボートパークの整備 浦賀地区・久里浜 地区では放置艇がな くなり周辺の水辺景 観が改善された。	H20~21	市	ボートパークの適正 な維持・管理を行い、 良好な水辺景観を保 全する。	_
_	_	_	_	26年度~)に位置付けられるよう、課題の解決	を位置付けているが、 事業の優先順位などに より、未実施となってい

		17の先導	事的取り組み	行動指針	ハード ソフト
番号	地区	内容	内容及び効果	1.1 至11日本1	の区分
3	長浦	閉ざされた空間を、 市民が親しめる水 辺にしよう	水際線の市民への開放を図り、憩い・	防衛施設との調整を 図り、可能な限り水辺空 間の開放を目指す。	_
4	長浦	海に対するマナー の向上を図って、か つての海の環境を 取り戻そう	これまでは、市民の水辺空間の利用の要望が高いにもかかわらず、港湾、企業、防衛等の利用の観点から、市民が水際に近づくことが制限されてきた。水際線の開放により、市民が潤いのある水辺と親しむことができる。	発を図る。	_
	本港	水辺のごみを減ら し、よい環境をア ピールしよう	海域に漂流するごみ回収を図るとともに、海域へのごみ流出を防止する。 実施により、良好な水辺景観が回復し、観光客への印象が良好になり、来 訪者が増加することが期待される。ま	集積しやすいごみ対 策として海面清掃を推 進し、水環境の改善を 図る。	ソフト
	馬堀		た、清掃活動等を市民協働で行うことに より、市民の環境に対する関心が高まる ことが期待される。	集積しやすいごみ対 策として海面清掃を推 進し、水環境の改善を 図る。	_
5				港湾利用に伴う浮遊 ごみなどの環境影響の 軽減を図る。	ソフト
	久里浜			市民等との協働による 適正な港湾の管理・運 営を実現し、放置艇、ペ リー記念公園、砂浜、磯 場等の利用者に対する マナー向上を図るととも に、ごみ清掃活動を実 施する。	ソフト
6	本港	横須賀港から近代 日本の歴史を学ぼう	横須賀本港は旧海軍港であり、現在 も米海軍、海上自衛隊施設が集中し独 特の景観を持つことから、これらを海上 から見学すること等により、平和につい て学び、考える機会を提供できる。海上 自衛隊との連携を図りつつ、横須賀特 有の歴史、景観を活用し、平和教育の 場としてアピールする。	防衛施設を見学の場 として活用する。	ソフト

施策・取り組み	事業効果	実施 年度	実施 主体	今後の方向性	未実施の理由
_	_	_	_	られるよう、課題の解決	事業の優先順位などに より、未実施となってい
_	_	_	-	横須賀港港湾計画で 位置付けている長浦西 緑地の整備の際に、併 せて検討する。	
○海面清掃市民協働 モデル事業 市民団体が年4回程 度船を使用した海面清 掃を実施	○海面清掃市民協働 モデル事業 市民団体の積極的な 活動により、水環境の 改善が図られた。	H21∼	市民団体	市民団体による清掃 活動の支援を推進す る。	-
_	_	_	_	当該地区は波が高く、海岸前面に消波ブロックがあり、清掃作業に危険が伴うため、今後の方策について検討する。	新たに整備した高潮 対策護岸の構造上、海 面清掃が困難であるこ とから、未実施となって いる。
市民やボランティアダ	海中クリーン作戦」	H16~18	市民団体市	環境影響の軽減を図り、良好な水辺景観の 形成を推進する。	_
○海浜美化事業 市民や市民団体によ るアダプトシステムを活 用した海岸清掃を実施	○海浜美化事業 海浜におけるごみ清 掃活動が実施され、良 好な水辺景観が回復さ れた。	H13∼		市民や市民団体との 役割分担あるいは協働 により、清掃活動の輪 を広げるための取り組 み(啓発等)を推進す る。	
イバーによる海浜・海中の清掃及び専門家によるごみ問題の学習会を実施	中クリーン作戦」 海浜・海中の清掃を 行ったことにより環境影響が軽減されるととも に、ごみ問題について の啓発が図られた。	H16∼18	市民団体市		_
かし、市内事業者によ	○YOKOSUKA軍港めぐり 米海軍、海上自衛隊 が集中している本港地 区〜長浦地区を海上 から見学することによ り、横須賀特有の歴史 や景観が平和教育の 場として活用され、対 外的にもアピールされ た。	H20~ (定期航路 化)	事業者	横須賀市の人気観光スポットとなっていることから、今後も事業者と協力して市内外へアピールする。	

		17の先導	算的取り組み	行動指針	ハード ソフト
番号	地区	内容	内容及び効果		の区分
		猿島を体験・体感	東京湾唯一の自然の島「猿島」を多くの人に体験してもらうため、猿島の自然に配慮しつつ、利用のための整備を行うとともに、島内を来訪者に案内することのできる人材を育成し、自然観察・歴史探訪などの場として活用する。 猿島を自然・歴史等の体験の場として	ている猿島において は、現存の自然環境に 十分配慮した整備を推 進する。	ハード
7	新港		活用することにより、横須賀への来訪者 の増加が期待されるとともに、横須賀の 自然や歴史を内外にアピールすること ができる。	猿島の自然をツアー (自然観察会等)の場と して活用するとともに、 そのための人材育成を 図る。	ソフト
				猿島や三笠公園の歴 史資産をツアーの場とし て活用するとともに、そ のための人材育成を図 る。	ソフト
8	新港	魅力あるイベントを 開催し、人々の交流 を促進しよう	猿島、三笠公園、中心市街地など、恵まれた立地特性を活かし、市民の集客を促進するイベントを市民協働で開催する。 イベントの開催により、来訪者の増加が期待されるとともに、市民の地域に対する愛着心が向上することが期待される。	市民等との協働による宣伝活動、地域活性化のためのイベントを開催する。	ソフト
9	平成	より親水性の高い水辺空間をつくろう		釣り等、市民が水辺と触れ合うことのできる空間のさらなる充実を図る。	ハード
					ソフト

施策・取り組み	事業効果	実施年度	実施主体	今後の方向性	未実施の理由
○新猿島桟橋 古くなった桟橋を整 備する際に、設置位置 などについて自然環境 への配慮を考慮した整 備を実施	際の安全性が向上し	H19~21	市	高潮時などを含めた 施設の適正な維持管 理を行う。	_
○エコポートよこすか 事業 「ビーチコーミング」 猿島の砂浜で貝殻な どの漂着物を収集し、 漂着物についての学 習会を実施	○エコポートよこすか 事業 「ビーチコーミング」 本市の環境資源である猿島を活用し、参加 者へ海について興味・ 関心を深める場の提供	H16~22		猿島公園専門ガイド の活動の継続に加え、 海の専門ガイド等の養 成を推進する。 今後は、横須賀市環 境基本計画に位置付 けている「エコツアー」	_
○猿島公園専門ガイド の養成 猿島の自然環境や歴	を行うことができた。 ○猿島公園専門ガイド の養成	H19∼	市民団体市	の実施に併せ、猿島や 三笠公園などの施設の 活用やガイドなどの人 材育成を推進してい く。	_
とともに、乗船客への 市内観光ルートを提供	力がアピールされるとと もに、市内の地域経済 の活性化に繋がった。	H9∼ H10∼	市民団体市	客船寄港の誘致を継続するとともに、「横須賀うみかぜカーニバル」の効果的な実施方法について検討する。また、平成24年度に供用開始予定の「新港埠頭交流拠点」への集容が見込まれるため、海とのつながりの場としての活用について検討を進める。	_
の整備 解放された海辺として、釣り等がより手軽に楽しめるような公園を整備 ○うみかぜ公園の整備原状の地形を活用し、護岸前面に水中の	○横須賀海辺つり公園の整備 解放された海辺として、釣り等がより手軽に楽しめるようになった。 ○うみかぜ公園の整備市民が海の水際線に近づける環境整備ができた。	S63∼H3 H4∼8	市	うみかぜ公園の利活 用の多様化への対応、 海辺釣り公園で課題と なっている釣り客のマ ナーの改善対策を検 討する。	_
○うみかぜ公園の利活 用(手ぶらでバーベ キュー) 水辺に接したうみか ぜ公園において、手軽 にバーベキューが楽し める設備を整備	用(手ぶらでバーベ キュー) 市民や市外からの来	H22∼	市	うみかぜ公園の利活 用の多様化への対応、 海辺釣り公園で課題と なっている釣り客のマ ナーの改善対策を検 討する。	_

		17の先導	事的取り組み	行動指針	ハード ソフト
番号	地区	内容	内容及び効果	1 至11日本	の区分
H ?	大津	市民の憩いの場となる水辺をつくろう		港湾の開発と利用を 考慮しつつ、可能な限り 生物の生息に配慮した 護岸整備を検討する。	ハード
	,		イデアを積極的に取り入れるとともに、 維持管理を実現させる。	市民の憩いの場、景観の眺望の場となる"うみかぜの路"とつなぐプロムナードを整備する。	ハード
				市民が憩い、くつろぐ ことのできる快適性・景 観性に配慮された親水 性の高いプロムナードを 整備する。	ソフト
10					ハード
	馬堀			今後整備される水辺 空間において、ユニ バーサルデザイン等を 積極的に導入し、利用 しやすい水辺空間を形 成する。	ハード
				自然石などを用いて 変化に富んだ環境を整備し、多様な生物の生息環境を再生する。	ハード
				養殖等漁業との共存を図りつつ、多様な生物と親しむとともに学びやすい環境づくりを推進する。	_
				高潮、波浪等から人を守る安全性の高い水辺空間を形成する。	ハード
11	走水	"海のゆりかご"アマモ場をはぐくもう	東京湾内では数少ない、良好な砂浜やアマモ場などの自然環境の保全を図る。 稚魚・幼魚にとって隠れ場となるアマモ場が保全されることで、周辺の海域における生物の多様性が高まり、より高質な環境へと移行が図られる。	現存の良好な砂浜や アマモ場などの自然環 境を保全する。	ハード

施策・取り組み	事業効果	実施年度	実施 主体	今後の方向性	未実施の理由
○大津地区小型船だまり整備に伴う親水護岸 ベンチの設置、眺望に配慮したフェンス等を設置	○大津地区小型船だまり整備に伴う親水護岸 市民の憩いの場としての活用が図られた。	H12~20	市	市民等の憩いの場と して利活用ができるよ う、適正な維持管理を 行う。	_
_	_	_	_	平成23年度から大津 地区高潮対策事業に 着工の予定であり、海 への眺望を妨げず、市 民の憩いの場となるよう な設計を行う。	事業の優先順位から、未実施となってい る。
○うみかぜ画廊 馬堀地区高潮対策護 岸の護岸壁を利用し て、市民の手による絵 画(20点)を制作	○うみかぜ画廊 護岸の有効活用が図られ、市外からの来訪 者に対して観光名所の 1つにもなった。	H21~	市民市	うみかぜ画廊の存続 について、地元住民と の調整を図る。	_
○馬堀地区高潮対策 護岸 整備に当たっては面 的防護式透水護岸構 造を採用	○馬堀地区高潮対策 護岸 親水性と安全性の高 い水辺景観が形成され た。	H10~17	国市	市民等の憩いの場と して利活用ができるよ う、適正な維持管理を 行う。	_
○馬堀地区高潮対策 護岸 車いす等の通行がで きる構造として整備	○馬堀地区高潮対策 護岸 誰にでも利用しやす い水辺景観が形成され た。	H10~17	国市	利用者の意見を聴き ながら、利用しやすい 環境の向上を図る。	_
○馬堀地区高潮対策 護岸 護岸前面の人工リー フ部に藻場を造成	○馬堀地区高潮対策 護岸 多様な生物の生息環 境が再生された。	H10~17	国市	今後も他地区での護 岸整備を行う際には、 環境に配慮した整備を 実施する。	-
_	_	_	_	地元のイベント開催 状況等を把握し、地元 住民や漁業関係者等と 協力しながら推進す る。	地元関係者との調整 及び情報把握が不足 していたことから、未実 施となっている。
○馬堀地区高潮対策 護岸 面的防護式透水護岸 構造を採用	○馬堀地区高潮対策 護岸 親水性と安全性の高 い水辺景観が形成され た。	H10~17	国市	今後も市民の憩いの 場として、施設の機能 を損なわないように適 正な維持管理を行う。	_
○走水(伊勢町)地区 小型船だまり 橋梁を介して沖に小 型船だまりを整備	○走水(伊勢町)地区 小型船だまり 砂浜が保全され、良 好な水辺景観が形成さ れ、アマモ場などの自 然環境が保全された。	H12~19	市	アマモ場の保全や環 境教育での利活用の 方法等について検討 する。	-

		 17の先導	公禹 七久.	ハード	
番号	地区	内容	内容及び効果	行動指針	ソフト の区分
11	走水	"海のゆりかご"アマ モ場をはぐくもう	東京湾内では数少ない、良好な砂浜やアマモ場などの自然環境の保全を図る。 稚魚・幼魚にとって隠れ場となるアマモ場が保全されることで、周辺の海域における生物の多様性が高まり、より高質な環境へと移行が図られる。	現存の良好な砂浜や アマモ場などの自然環 境を保全する。	ソフト
	走水	海を楽しもう	図る。 侵食対策や駐車場整備を行うことによ	との接点、あるいは横須 賀港に残された海水浴 場として、景観や利用に 配慮した侵食対策を進 めるとともに、駐車場の 整備を図る。	ハード
12	浦賀			浦賀港を利用する船舶との海域の利用調整を図り、アクセスディンギー等を導入し、静穏水域を活用した誰もが安全かつ快適に海洋性レクリエーションを体験できる場とする。	ソフト
13	鴨居	良好な自然環境を子ども達に引き継ごう	横須賀市に残された貴重な観音崎の自然環境を保全・継承するため、市民等との協働により、適正利用のためのルールづくりや管理を行う。このことにより、自然環境を後世に引き継ぐことができるとともに、良好な自然環境を市民が体験することができる。	観音崎をはじめとする現存の良好な自然環境を保全する。	ソフト
13				市民等との協働による 海岸の適正利用のため のルールづくりを行うとと もに、海岸利用者のマ ナー向上を図る。	ソフト
	浦賀			燈明堂周辺の既存の 自然環境の保全を図 る。	ソフト
14	浦賀	"歴史のまち"浦賀 を再生しよう	浦賀港周辺地区再整備計画に基づき、"浦賀ドック"を核として、歴史のまち浦賀を再生するための施設整備やソフトづくりを行い、歴史のまち"浦賀"を再生する。 浦賀の再生により、浦賀の歴史を内外にアピールできるとともに、来訪者の増加が期待される。	未利用となっている水 辺空間の積極的開放を 図る。	-

施策・取り組み	事業効果	実施 年度	実施 主体	今後の方向性	未実施の理由
○エコポートよこすか 事業 「海の魅力発見・体験 in 走水」 子どもたちを対象とし たスノーケリングによる アマモ観察会を実施	○エコポートよこすか 事業 「海の魅力発見・体験 in 走水」 アマモ場を観察し、 実際に目で見て体験 することで、海や生き物 に対する知識と理解が 育まれた。	H19∼	市	アマモ場の保全や環境教育での利活用の 方法等について検討 する。	_
○上下水道局駐車場 整備 透水性アスファルトな ど環境に配慮した駐車 場を整備		H12~19	市	利用者が多いことから、適正な維持管理を 行い、利用者の利便性 を図る。	-
○シーカヤック体験in 浦賀 静穏な海域を使用し たシーカヤックの体験	○シーカヤック体験in 浦賀 浦賀の街並みを楽し むとともに、海洋性レク リエーションの体験の 場としての浦賀湾を活 用できた。	H18~22	市民団体市	今後予定されている 浦賀港周辺の再整備 事業と併せて、体験の 場としての活用やその 方法について検討す る。	_
	○エコポートよこすか 事業 「水中観光船」 市民が良好な自然環境に触れることにより、 海の自然環境に対する 関心を高めることができた。	H16~18	市民団体市	本事業は民間企業へ イベントを引き継いだこ とから、当初の事業目 的を達成した。	_
○海浜地美化事業 アダプトシステムを活 用した市民による清掃 活動を実施	る清掃が行われたこと により、良好な自然環 境が保全された。	H14∼			
○海浜地美化事業 アダプトシステムを活 用した市民による清掃 活動を実施	○海浜地美化事業 市民や市民団体によ る清掃が行われたこと により、良好な自然環 境が保全された。	H14∼	市民団体	市民や市民団体と協力し、海岸利用者の適正利用を推進する。	-
	○エコポートよこすか 事業 「水中観光船」 市民が良好な自然環境に触れることにより、 海の自然環境に対する 関心を高めることができた。	H16∼18	市	本事業は民間企業へイベントを引き継いだことから、当初の事業目的を達成した。	_
_	_	-	-	浦賀の再整備事業を 推進する。	今後予定されている 浦賀の再整備事業の 中で検討するため、未 実施となっている。

		17の先導	算的取り組み	行動指針	ハード ソフト
番号	地区	内容	内容及び効果	1 4 2774 1 1-1 32-1	の区分
H	7012	"歴史のまち"浦賀 を再生しよう	浦賀港周辺地区再整備計画に基づき、"浦賀ドック"を核として、歴史のまち浦賀を再生するための施設整備やソフトづくりを行い、歴史のまち"浦賀"を再生する。 浦賀の再生により、浦賀の歴史を内外	未利用となっている水 辺空間の積極的開放を 図る。	_
14	浦賀		にアピールできるとともに、来訪者の増加が期待される。	浦賀ドック等の歴史資産を活用するための空間やプロムナードの整備を図るとともに、人々が憩いくつろげる等、親水性のある入り江の環境を整備する。	ハード
				浦賀の歴史資産をツアー(歴史探訪等)の場としての活用するとともに、そのための人材育成を図る。	ソフト
	新港	海上アクセスによる 交流を促進しよう	横須賀港にスポット的にボートの係留施設を整備し、海上アクセスを充実させるとともに、海から横須賀市を眺める機会を増大させる。 海上アクセスの充実により、新たなレクリエーションニーズへの対応を図るとともに、横須賀市の魅力が再認識されることが期待される。	他港からのビジター利 用や猿島へのアクセス のためのボートの係留 施設を整備し、海上アク セスを充実させる。	ソフト
15	平成			他港からのビジター利用のためのボートの係留施設を整備し、海上アクセスを充実させる。	_
	浦賀				ハード
16	久里浜	港湾と自然環境を共存しよう	港湾区域に点在する砂浜、磯場等の自然環境に対し、開発行為を行う際には、適切な自然環境保全処置を講じていく。 現状において良好な関係が維持されている場所で開発行為が行われることに対しては、代替措置や同機能の新規造成などの対策を講じていくことで、港湾機能と自然環境の共存が図られる。	港湾の開発に際しては、適切な自然環境保全処置を講じる。	_
17	野比~ 津久井	東京湾口を一望できる、潮風を感じる砂浜をまもろう	横須賀市から三浦市に広がる砂浜・ 磯場環境の保全を図る。 それにより、国土の保全が図られるとと もに、連続した広大な水辺空間が形成 され、周辺住民をはじめとして水辺利用 者の増大が見込まれる。	既存の砂浜・磯場環 境の保全を図る。	ハード

施策・取り組み	事業効果	実施 年度	実施 主体	今後の方向性	未実施の理由
_	-	_	_	浦賀の再整備事業を 推進する。	今後予定されている 浦賀の再整備事業の 中で検討するため、未 実施となっている。
○西岸プロムナード 浦賀の西海岸のプロムナードの整備及び緩 傾斜護岸の整備	○西岸プロムナード 歴史ある入り江の環境が整備され、既設緑地と合わせ、人々の散策や憩いの場が確保された。また、緩傾斜護岸の整備により、親水性が向上した。	H19~	市	浦賀の再整備事業を推進する。	_
○浦賀の歴史解説 「シーカヤック体験in 浦賀」の中で実施	○浦賀の歴史解説 浦賀の歴史などの解説 を行うことにより、浦賀 の歴史資産について 参加者の理解が深まっ た。	H18~22	市民団体市	市内外のより多くの 人々に浦賀に歴史資 産を見学してもらえるよう、ツアー(歴史探訪) などの実施や人材育成 について検討する。	_
○三笠〜猿島〜観音 崎航路 横須賀美術館の開館 に伴い、民間事業者が 航路を開設		H19∼	事業者市	事業者と協力し、利 便性の向上やイベント などにより利用者の増 大を図る。	平成地区においては、背後地の活用を見ながら実施しているため、未実施となっている。
_	_	_	_	ふ頭の貨物利用が終了した際に、ボートの 係留施設等の整備を 実施する。	ふ頭の利用計画が決定していないことから、 未実施となっている。
○民間のマリーナ 民間マリーナの充 実	○民間のマリーナ 海洋性レクリエーションの場が拡充された。	Н9∼	事業者	海洋性レクリエーションの機会の向上について検討する。	_
_	-	-	-	港湾の新たな利用や開発の際には、適切な自然環境保全処置について検討を行う。	新たな利用や開発がなかったという趣旨で、 未実施としている。
○野比地区海岸侵食 対策・北下浦漁港海岸 侵食対策 整備方法等について のワークショップや検討 委員会を実施し、侵食 対策事業を実施	○野比地区海岸侵食 対策・北下浦漁港海岸 侵食対策 地元市民の意見等を 参考とした整備によっ て、既存の砂浜及び磯 場が保全された。	H18∼28	市民市	ワークショップ等で出された意見等を参考とし、引き続き適切な整備を実施する。 また、新たな意見等があった場合には、その都度検討を行う。	_

9 評価に対する市の考え方

中間評価により明らかとなった課題等を整理し、効果が十分に現れていない事業や着手できていない事業について、その手法の工夫や着手に向けた検討を進めることが必要と考えます。

横須賀港を物流や人流の拠点としての機能や多くの人々が海に触れ合うことのできる資源として有効に活用していくことも大切です。

今後、概ね5年間で推進していくべき施策の中で、特に、その必要性や効果などから 重点的・優先的に取り組むべき施策を位置付けるなど、計画全体の推進を図って行くこ とが重要であると考えます。

10 今後の施策推進の方向性

中間評価委員会による評価の結果を受けて、今後の施策や取り組みの推進に当たっては、「できることから、できるところから、継続して」という本計画の基本的な考え方を踏まえながらも、それぞれの地域特性や取り巻く環境・社会情勢等を考慮し、その手法や効果を検討しながら実施していきます。また、今後、特に優先的に推進して行くべき施策を「重点施策」として、以下のとおり位置付けます。

この「重点施策」は、「6つの基本方針」の中で、今回の中間評価により施策や取り組みが十分とは言えない「3つの基本方針(基本方針 i、ii、iv)」(\Rightarrow P.12表-3)に関連する施策としています。

■重点施策1 (活生のエリア:走水地区、基本方針 iv:海の環境再生) 人々が海に親しめるよう、浅海域の再生を進めます。

本市における海辺の保全・再生や利活用を推進するための計画を立案し、市民、市民団体、事業者などとの協働により、良好な海辺環境を維持できるよう、砂浜及び浅海域の再生を推進していきます。

また、海に関するイベントの開催、環境教育・環境学習の場としても利活用し、 観光客などの交流人口の増加やふれあいの場の創出を目指します。

※平成22年度に横須賀港は重点港湾に指定されたことから、今後、国の新規直轄事業は重点 港湾に限定し実施されることとなったため、上記「重点施策1」については直轄事業によ る実現も含め国へ働きかけます。 ■重点施策2(再生のエリア:長浦地区、活生のエリア:浦賀・久里浜地区、

基本方針 ii:利用と環境の調和)

港湾区域における人々の憩いの場として港湾緑地の整備を推進します。また、港湾施設の利活用や水辺空間の開放を進めます。

本市の港湾区域の特徴として、米軍や自衛隊施設などが多く点在し、市民生活と港湾との接点が少ないことが挙げられます。

こうした中で、港湾区域において、市民の憩いの場となるような港湾緑地を増やし、 閉ざされた空間の多い地域に市民が親しめる空間を形成していきます。

また、浦賀地区や久里浜地区などにおいて、港湾区域にある施設などを利活用することにより、地域の活性化や市民生活の向上など、日常生活の中に水辺空間を身近に感じられるような環境の修復・改善を進めていきます。

■重点施策3(全地区、基本方針 i:市民協働による推進)

市民・市民団体や事業者との協働、あるいは、役割分担によりエコポート事業を推進します。また、人々が海に親しめる場の提供やこのために必要なガイドなどの人材の育成を進めます。

市民団体、事業者、市などが実施する各種イベントなどを通じて、各主体が連携・協力するとともに、各主体の個性を活かした役割分担を意識しながら、海に関する事業を推進していきます。

このためには、海や港に関する情報の共有化・一元化を図るためのネットワークづくりなどの検討も進めていきます。また、市の環境特性を活かし、市民が海に親しめるための施設整備を行うとともに、併せて、ガイドなどの人材の発掘・育成を進めます。

市民が地域、学校などで、海を利活用した学習会・講習会などを実施する際に、専門的知識や経験を有したガイドを利用できる仕組みづくりを検討します。

11 計画の進行管理

今回の中間評価に基づき、今後、平成27年度までは行動計画や今回新たに位置付けた重点施策を中心とした施策や取り組みを推進し、その進捗状況等を把握するとともに、 平成28年度からの次期計画を視野に入れて施策を確実に実施していきます。

また、計画全体の進行管理については、庁内各課長等で構成する「(仮称) 横須賀港 港湾環境計画推進検討会議」を設置し、毎年度の施策や取り組みの進捗状況の把握及び 推進方法の検討など、市全体で計画の推進を図るとともに、その結果については本市ホ ームページ等で公表していきます。

【資料編】

1 横須賀港港湾環境計画中間評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 策定後5年が経過した横須賀港港湾環境計画の中間評価等を行うため、横須賀港 港湾環境計画中間評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、横須賀港港湾環境計画の事業の評価を行い、及び今後の事業の実施について市長に意見を述べるものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、10人以内の委員で組織する。
- 2 委員は、学識経験者、事業者の代表者及び港湾環境に関し専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ市長が指名する委員をもって充て る。
- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、港湾部港湾企画課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年12月1日から施行する。
- (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成23年9月30日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成23年3月15日から施行する。

2 横須賀港港湾環境計画中間評価委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

氏	名	区分	所 属
◎近藤	健雄	学識経験者 (海洋建築)	日本大学理工学部 海洋建築工学科戦略的企画創造工学研究室 教授
〇 林	公義	学識経験者 (海洋生物)	横須賀市自然・人文博物館館長 日本大学生物資源学部 講師(平成23年4月1日~) 自然・人文博物館専門員(平成23年4月1日~)
木村	肖	学識経験者(海域再生)	NPO法人 海辺つくり研究会理事・事務局長
古川	恵太	学識経験者(沿岸環境)	国土交通省国土技術政策総合研究所 沿岸海洋研究部海洋環境研究室 室長 沿岸海洋新技術研究官(平成23年9月1日~)
大浦	佳代	事業者(海洋写真)	海と漁の体験研究所 代表
飛松	正幸	事業者 (漁業)	横須賀市東部漁業協同組合副組合長・走水大津支所長
今井	利為	市民 (市民団体)	よこすか海の市民会議 代表
森山	武	行政(自然・環境政策) 横須賀市	環境部担当部長(自然・環境政策担当) 環境政策部長(平成23年4月1日~)
田神	明	行政(公園管理) 横須賀市	土木みどり部長
長島	洋	行政 (港湾運営) 横須賀市	港湾部長

◎委員長 ○副委員長

※任期は、平成22年12月1日~平成23年9月30日

(田神委員、長島委員の任期については、平成23年度の市の組織改正等により、平成23年3月31日まで)

3 横須賀港港湾環境計画中間評価委員会での評価・検討経過

(1) 第1回横須賀港港湾環境計画中間評価委員会

ア. 日 時: 平成22年12月22日

イ.場 所:ヴェルクよこすか4階第1研修室

ウ. 検討内容

i. 横須賀港港湾環境計画について

ii. 横須賀港港湾環境計画中間評価に関する意見交換

(2) 第2回横須賀港港湾環境計画中間評価委員会

ア. 日 時: 平成23年6月29日

イ. 場 所:横須賀市役所5階正庁

ウ. 検討内容

i. 横須賀港港湾環境計画の中間評価の方法等について

ii. 横須賀港港湾環境計画中間評価の実施

(3) 横須賀港港湾環境計画中間評価委員会から横須賀市長への報告書の提出

ア. 日 時: 平成23年9月30日

イ.場 所:横須賀市役所3階市長室

平成 23 年(2011年)9月 30 日

横須賀市長 吉田雄人様

横須賀港港湾環境計画中間評価委員会 委員長 之上 人主

「横須賀港港湾環境計画中間評価」について(報告)

「横須賀港港湾環境計画中間評価委員会」では、平成22年12月から平成23年9月までの間、横須賀市が平成17年3月に策定された「横須賀港港湾環境計画」の中間評価について検討してまいりました。

学識経験者、市民団体、行政職員などで構成される本評価委員会では、「横須賀港港湾環境計画」における基本理念である「市民との協働によるエコタウンポートの形成」に基づき設定された6つの基本方針である「市民協働による推進、利用と環境の調和、快適な生活環境の形成、海の環境再生、活力あるまちの創造、横須賀ブランドの活用」での視点により、これまでの施策の実施状況に対する評価を行いました。

具体的には、本計画に基づく施策や取り組みの実施状況などを確認し、6つの基本方針に 照らして評価を行い、単に評価だけに止めることなく、この評価結果に基づき、今後、横須賀 市が目指すべき港湾環境に関する推進施策等についての検討も併せて行いました。

これらを「横須賀港港湾環境計画中間評価委員会の報告書」(別添)として取りまとめましたので、ここに報告いたします。

また、今回の評価に基づく今後の施策の実施に当たっては、特に、下記の事項について十分に意を用いていただき、市長が強い信念と実行力をもって、横須賀市の多様な環境と港湾・都市との調和を図る「総合的な環境共生施策」の推進・実現に向けて積極的に取り組まれることを期待します。

記

- 1 今回の中間評価の結果を今後の施策の推進に十分に役立てること。
- 2 横須賀港の自然・地形・歴史的遺産などの環境特性に配慮した港の整備を進め、市民が海や港を身近に感じることのできるような空間の創出に積極的に取り組むこと。
- 3 市民の憩いの場として、また、イベントや環境教育・環境学習の場としても活用できるような砂浜や浅海域の再生を推進すること。
- 4 市民・市民団体・事業者・行政などが協力・連携するとともに、各主体の特性を生かした海に関する取り組みを進め、ボランティアなどの人材の発掘・育成や海に関する情報の共有化・一元化などの仕組みづくりを推進すること。
- 5 計画の推進に当たっては、適切な進行管理を行い、広く市民に公表していくこと。

※平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」を受けて、今後、施策や取り組みを実施する際には、港湾における防災・津波対策についても配慮していただくことをお願いします。

横須賀港港湾環境計画 中間評価報告書

平成 23 年 (2011 年) 11 月

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地 横須賀市港湾部港湾企画課

電話: 046-822-9802 FAX: 046-826-3210 E-mail: pp-ph@city. yokosuka. kanagawa. jp

この印刷物は、グリーン購入法に基づく平成 23 年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて製作しています。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。